

关于技能实习法 -技能实习生的保护

技能实习法的目的之一是技能实习生的保护。旧制度中也有关于技能实习生的保护的規定，但是不够充分，因此在技能实习法中制定了严格的規定。以下就与诸位技能实习生相关的项目进行详细说明。

关于技能实习生的保护的規定，可以大致分成两个部分。一个部分是针对接收技能实习生的監理团体、实习实施者等的，另一个部分是针对技能实习生本人的。

1. 针对監理团体和实习实施者等的規定

制定了以下禁止規定。

- ①禁止使用暴力、威胁、監禁等手段强制进行技能实习
- ②禁止收取关于不履行技能实习相关合同的违约金等

与技能实习生之间签订违约金等合同，有可能会引起违反技能实习生意愿的侵犯人权行为，因此为了保护技能实习生制定了针对这些行为的禁止規定。

- ③禁止保管护照・在留卡等

这些行为在旧制度中也被禁止，但在技能实习法中，制定了对于上述违反行为的处罚規定，明文規定了处罚对象。

2. 针对技能实习生的規定

- ①向主管大臣申告

技能实习法中，对于監理团体和实习实施者等，上述1中的违法行为事实成立的情况下，技能实习生可以向主管大臣申告这一事实。以进行了这个申告为理由，还規定了監理团体和技能实习者等对技能实习生实行了终止技能实习等损害其利益的处理时将会受到的处罚。

- ②申告方法

关于申告的方法，技能实习法中设置了专门受理技能实习生申请的机关（外国人技能实习机构：OTIT），通过电话、邮件、来信的方式受理来自技能实习生的母语申告。

技能実習法

—技能実習生の保護について—

技能実習法の目的の1つに技能実習生の保護があります。旧制度でも技能実習生の保護に関する規定はありましたが不十分なものでしたので、技能実習法では厳格な規定が設けられました。技能実習生の皆さんに関係する項目ですので、詳しく説明します。

技能実習生の保護に関する規定は、大きく2つに分けられます。1つは技能実習生を受け入れている監理団体・実習実施者等に対するもの、1つは技能実習生本人に対するものです。

1. 監理団体や実習実施者等に対する規定

次の禁止規定が設けられました。

- ①暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止
- ②技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止

技能実習生との間で違約金等の契約がなされると、技能実習生の意思に反した人権侵害行為を引き起こす恐れがあり、このような行為から技能実習生を保護するために規定されました。

- ③旅券・在留カードの保管等の禁止

これらの行為は旧制度でも禁止されていましたが、技能実習法では、上記違反行為に罰則規定が設けられ、処罰の対象となることが明文化されました。

2. 技能実習生に対する規定

- ①主管大臣に対する申告

技能実習法においては、監理団体や実習実施者等に、上記のような法違反の事実がある場合には、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができるようになりました。この申告を行ったことを理由に、監理団体や実習実施者等が技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをした場合の罰則も定められました。

- ②申告方法

申告の仕方ですが、技能実習法では技能実習生の申し出を専門に受け付ける機関（外国人技能実習機構：OTIT）が設けられ、技能実習生からの申告を母国語による電話やメール、手紙で受け付けています。

外国人技能実習機構 (OTIT) の相談・支援窓口

●电话咨询

越南语

0120-250-168 星期一・三・五 11:00~19:00

中文

0120-250-169 星期一・三・五 11:00~19:00

菲律宾语

0120-250-197 星期二・六 11:00~19:00

英语

0120-250-147 星期二・六 11:00~19:00

印度尼西亚语

0120-250-192 星期二・四 11:00~19:00

泰语

0120-250-198 星期四・六 11:00~19:00

●母语咨询网站

越南语

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/>

中文

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/>

菲律宾语

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/>

印度尼西亚语

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/>

泰语

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/>

英语

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

●来信咨询

邮编: 108-0075 東京都港区港南1-6-31品川东急大楼8楼

外国人技能実習機構 技能実習部 援助課

如上所述, 在技能实习法下, 发生问题时, 技能实习生自己可以进行咨询和申告。诸位技能实习生为了能够自主行动, 也请参考技能实习生手册等, 充分理解制度的宗旨以及劳动法・入管法, 努力进行实习。

外国人技能実習機構 (OTIT) における相談・支援窓口

●電話による相談

ベトナム語

0120-250-168 月・水・金 11:00~19:00

中国語

0120-250-169 月・水・金 11:00~19:00

フィリピン語

0120-250-197 火・土 11:00~19:00

英語

0120-250-147 火・土 11:00~19:00

インドネシア語

0120-250-192 火・木 11:00~19:00

タイ語

0120-250-198 木・土 11:00~19:00

●母国語相談サイト

ベトナム語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/>
中国語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/>
フィリピン語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/>
インドネシア語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/>
タイ語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/>
英語

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

●手紙による相談

〒108-0075 東京都港区港南1-6-31

品川東急ビル8階

外国人技能実習機構 技能実習部 援助課 宛

以上のように、技能実習法の下、問題が起きた時には、技能実習生が自ら相談や申告をできるようになりました。技能実習生の皆さんが自主的に行動するためにも、技能実習生手帳等を参考に、制度の趣旨や労働法・入管法をよく理解して、実習に励んでください。